

破産法大系

破産の諸相

編集代表

竹下守夫
藤田耕三

編集委員

瀬戸英雄
山本和彦

青林書院

II 金融機関の破産手続上の特則

1 破産手続上の申立てに関する特則

(1) 破産手続開始の申立て

金融機関に破産手続開始の原因となる事実があるときは、監督庁である内閣総理大臣は、破産手続開始の申立てをすることができる（金融更生特490条1項）。これは、金融機関の大多数の取引債権者である預金者には、金融機関の財務状態を把握し、適時に破産手続開始の申立てをなすことが期待しにくく、社会的経済的混乱を極力回避し、預金者の利益の保護を図る見地からは、金融機関の財務状態に関する情報を有し、専門的判断をなし得る監督庁（内閣総理大臣）に申立権限を付与することが適当であるためである。

ただし、金融機関の破産手続開始の申立てをすることが信用秩序の維持に重大な影響を与えるおそれがあると認めるとときは、内閣総理大臣は、信用秩序の維持を図るために必要な措置に関し、あらかじめ財務大臣と協議しなければならない（金融更生特490条2項前段・377条2項）。

なお、内閣総理大臣が破産手続開始の申立てをするときは、債権者一覧表を裁判所に提出することを要しない（金融更生特490条3項）。

(2) 他の手続の中止命令等の申立て

金融機関について破産手続開始の申立てがあった場合においては、内閣総理大臣は、他の手続の中止命令（破24条1項）や包括的禁止命令（破25条1項）の申立てをすることができる（金融更生特493条1項）。また、債務者の財産に対する保全処分（破28条1項）の申立てや、保全管理命令（破91条1項）の申立てをすることができる（金融更生特494条1項・495条1項）。

これは、内閣総理大臣に対して破産手続開始の申立権を付与したことに伴い、内閣総理大臣の申立てに係る破産手続の実効性を確保するために、各種の保全のための手続の申立権をも内閣総理大臣に付与したものである。

(3) 破産事件の管轄、移送及び通知の特例

金融機関の破産事件についての管轄及び移送に関しては、破産手続開始の決定がされたとすれば破産債権となるべき債権を有する債権者（破産手続開始の決定後にあっては、破産債権者）の数は、1000人以上であるものとみなされる（金融更生特496条1項）。したがって、金融機関の破産事件については、当該金融機関の主たる営業所の所在地などのいかんにかかわらず、常に東京地方裁判所及び大阪地方裁判所に管轄があることとなる（破5条9項）。

また、金融機関の破産事件についての破産債権者に対する通知に関しては、知れている破産債権者の数は、1000人以上であるものとみなされる（金融更生特496条2項）。したがって、裁判所が相当と認めるときは、債権調査期間又は債権調査期日などの破産債権者への通知をしないこととすることもできる（破31条5項）。

2 破産債権者たる預金者の手続参加に関する特則

(1) 破産手続開始の決定等に関する通知の特例

金融機関について破産手続開始の決定があったときは、裁判所書記官は、その旨を内閣総理大臣（労働金庫又は労働金庫連合会にあっては内閣総理大臣及び厚生労働大臣、株式会社商工組合中央金庫にあっては内閣総理大臣、財務大臣及び経済産業大臣）に通知しなければならないが（預金保険137条の2第1項），これに加えて、裁判所は、預金保険機構（以下「機構」という。）に対して開始決定について公告すべき事項を通知しなければならない。他方、破産債権者である預金者等に対しては、その旨の通知をすることを要しない（金融更生特499条1項・2項）。同様に、金融機関について包括的禁止命令（破26条1項）の決定があった場合には、裁判所は、機構に対して決定の主文を通知しなければならず、他方、預金者等に対しては、その旨の通知をすることを要しない（金融更生特498条1項・2項）。

また、金融機関の破産手続において、預金者表（金融更生特504条1項）の提出があるまでに、届出期間ないし届出期日等の公告事項に変更を生じた場合、又は破産手続開始の決定を取り消す決定が確定した場合においては、裁判所は、機構に対して、変更の内容又は破産手続開始の決定を取り消す決定の主文を通知しなければならず、他方、破産債権者である預金者等であって破産債権の届

出をしていない者に対しては、その旨の通知をすることを要しない（金融更生特499条3項・4項）。

これは、後記(2)のとおり、機構の作成する預金者表を裁判所に提出させることにより、機構に対して預金者等の代表者たる地位を認め、預金者等の破産手続への参加の利益を確保するとともに、破産手続上の事務処理の効率化を図ることの一環として、破産債権者に対する各種の通知の合理化を図ったものである。

機構は、破産手続開始に関する通知を受けたときは、破産債権者である預金者等に対し、遅滞なく、自己に対する配当額の合計額が最高裁判所規則（破規32条1項）で定める額（1000円）に満たない場合においても配当金を受領する意思（以下「少額配当受領の意思」という。）があるときは債権届出期間の末日の前日までに機構に申し出るべき旨を通知しなければならない（金融更生特500条）。

他方、裁判所書記官は、債権届出期間の満了前に債権者集会が招集された場合には、破産債権者を期日に呼び出さない旨の決定をした場合（破31条5項）を除き、機構に対し、当該債権者集会の期日を通知しなければならない（金融更生特501条）。

なお、配当の通知（破197条1項）や簡易配当の通知（破204条2項）又は同意配当の許可（破208条1項）がなされたときは、破産管財人は、その旨を機構に通知しなければならない（預金保険137条の2第2項）。

(2) 預金者表の作成と預金者の手続参加

機構は、破産手続開始に関する通知を受けたときは、遅滞なく、知れている破産債権である預金等債権について、破産債権の届出に記載すべき事項を記載した預金者表を作成し（金融更生特503条1項），ただちに、その旨及び縦覧の場所を公告するとともに、債権届出期間の末日の前日までの間、預金者表を預金者等の縦覧に供しなければならない（同条2項）。これは、機構が作成した預金者表の記載の不備を是正する機会を設けるものであり、預金者表を縦覧に供したことにより預金者から指摘を受けるなどして、当該預金者表に記載されていない預金等債権があることや、預金債権者の利益となる記載の変更を行うべきことが判明したときは、機構は、遅滞なく、当該預金者表に必要な記載を追加

することになる（同条4項）。

機構は、債権届出期間の末日に、預金者表を裁判所に提出しなければならず（金融更生特504条1項），裁判所に提出された預金者表に記載されている預金等債権については、当該提出があるまでに預金者等が自ら届け出た債権を除き、債権届出期間内に届出があったものとみなされる（金融更生特505条）。その結果、預金者表に記載のある預金等債権の債権者たる預金者は、自ら債権の届出をしなくとも、破産手続に参加することとなる。

なお、預金者表の提出により届出があったものとみなされる預金等債権の債権者であっても、自ら裁判所に対して債権の届出を行って破産手続に参加することもできる（金融更生特506条1項）。機構に代理されることなく、自ら破産手続上の権能を行使することを欲する預金者等には、手続参加する途を残しているのである。預金者等が自ら債権届出をした場合には、預金者等の届出の効力が認められ、預金者表の提出による「みなし届出」の効力は生じない。この参加の届出は、破産手続が終了するまでできるが（同条2項），参加の届出があったときは、裁判所は、その旨機構に通知しなければならない（同条3項）。

（3）預金保険機構の権限と義務

機構は、預金者表の提出により届出があったものとみなされる預金等債権の債権者（ただし、参加の届出をした預金者等を除く。以下「機構代理預金者」という。）のために、当該機構代理預金者の預金等債権（以下「機構代理債権」という。）をもって、破産手続に属する一切の行為（ただし、債権調査において機構が異議を述べた機構代理債権の破産債権確定に関する裁判手続に関する行為を除く。）をする権限を有する。ただし、機構代理債権の届出の取下げ等の一定の行為（預金者等の不利益となるおそれのある行為）については、当該機構代理債権に係る機構代理預金者の個別の授権がなければすることができない（金融更生特507条）。これは、類型的に大多数にのぼる小口債権者たる預金者に破産債権者としての破産手続上の各種権能の行使を期待することは現実的ではなく、他方、かかる預金者に破産手続上の各種権能の行使を認めることは、手続上のコストをいたずらに増大させ、破産手続の迅速な処理を妨げることとなって合理的ではないことから、原

則として機構に権限を集中させることとしたものである。

他方、機構は、機構代理預金者のために、公平かつ誠実に破産手続に属する行為をしなければならない義務（公平誠実義務）を負い（金融更生特508条1項）、また、善良な管理者の注意をもって破産手続に属する行為をしなければならない義務（善管注意義務）を負う（同条2項）。

債権調査に関しては、機構代理債権の額等について破産管財人が認めず、又は届出をした破産債権者が異議を述べた場合には、機構は、遅滞なく、その旨を当該機構代理債権を有する機構代理預金者に通知しなければならない（金融更生特511条1項）。また、機構が機構代理債権の額等について異議を述べた場合には、裁判所書記官は、これを当該機構代理債権を有する機構代理預金者に通知しなければならない（同条2項）。

3 預金保険法上の取引顧客保護制度に関する破産手続上の特則

（1）保険金の支払制度

預金保険法上、金融機関が預金者に対して預金等の債務を負うことにより、各預金者等ごとに、当該預金等の払戻しにつき、機構と当該金融機関及び預金者等との間に保険関係が成立するものとされ（預金保険49条1項）、金融機関について破産手続開始の決定がなされると、保険事故と扱われる（同条2項2号）。そして、保険事故が発生したときは、機構は、当該保険事故に係る預金者等に対し、その請求に基づいて保険金の支払をするものとする制度が設けられている（預金保険53条1項）。支払われる保険金の金額は、一般預金等については、1000万円を上限金額とし（預金保険54条1項・2項、預金保険令6条の3）、また、決済用預金については、保険事故の発生日における決済用預金債権の元本額に相当する金額である（預金保険54条の2第1項）。

保険事故が発生した預金者等から機構が保険金の支払の請求を受けたときは、当該預金者等から、支払われるべき保険金の額に相当する預金等債権を取得することとなるが（預金保険58条1項）、その場合、当該預金者等の破産債権たる預金等債権は、破産手続外で満足を受けることとなるため、機構は、当該預金等債権について預金者表の記載を削除ないし変更することになる（金融更生特503条6項）。

(2) 預金等債権の買取制度

機構は、金融機関について破産手続開始の決定がなされたこと（保険事故の発生）を知ったときには、運営委員会（預金保険14条）の議決を経て、保険事故の対象である預金等債権を買い取ることができるものとする制度が設けられている（預金保険70条1項）。

保険事故が発生した預金者等から機構が預金等債権を買い取った場合にも、当該預金者等の破産債権たる預金等債権は、破産手続外で満足を受けることとなるため、機構は、当該預金等債権について預金者表の記載を削除ないし変更することになる（金融更生特503条6項）。

(3) 決済債務の弁済のための資金の貸付制度

機構は、破産手続開始の決定を受けた者から決済債務の弁済のために必要とする資金の貸付けの申込みを受けた場合、運営委員会の議決を経て、決済用預金に関する保険金の額を限度として、貸付けを行うことができるものとする制度が設けられている（預金保険69条の3第1項）。決済債務とは、金融機関が行う資金決裁取引（為替取引や手形交換所を通じた手形・小切手取引など）に基づいて金融機関が負担する債務である。

機構が決済債務の弁済のための資金の貸付けをしたときは、決済債務の弁済を認めても破産財団を減少させることはないため、裁判所は、破産管財人の申立てにより、決済債務の弁済を許可することができる（金融更生特513条1項）。

(4) 預金等の払戻しのための資金の貸付制度

機構は、破産手続開始の決定を受けた者から支払対象預金等の払戻しのために必要とする資金の貸付けの申込みを受けた場合、運営委員会の議決を経て、貸付けを行うことができるものとする制度が設けられている（預金保険127条）。

この場合にも、機構が支払対象預金等の払戻しのための資金の貸付けをしたときは、預金等の払戻しを認めても破産財団を減少させることはないため、裁判所は、破産管財人の申立てにより、預金等の払戻しを許可することができる（金融更生特513条1項）。

III 金融商品取引業者の破産手続上の特則

1 破産手続上の申立てに関する特則

(1) 破産手続開始の申立て

証券会社などの金融商品取引業者に破産手続開始の原因となる事実があるときは、監督庁である内閣総理大臣は、破産手続開始の申立てをすることができる（金融更生特490条1項）。これは、金融商品取引業者の大多数の取引債権者である顧客には、金融商品取引業者の財務状態を把握し、適時に破産手続開始の申立てをなすことが期待しにくく、社会的経済的混乱を極力回避し、顧客の利益の保護を図る見地からは、金融商品取引業者の財務状態に関する情報を有し、専門的判断をなし得る監督庁（内閣総理大臣）に申立権限を付与することが適當であるためである。

ただし、金融商品取引業者の破産手続開始の申立てをすることが有価証券の流通に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、内閣総理大臣は、有価証券の流通の円滑を図るために必要な措置に関し、あらかじめ財務大臣と協議しなければならない（金融更生特490条2項中段・377条3項）。

なお、内閣総理大臣が破産手続開始の申立てをするときは、債権者一覧表を裁判所に提出することを要しない（金融更生特490条3項）。

内閣総理大臣は、金融商品取引業者につき破産手続開始の申立てをしたときは、ただちに、その旨を財務大臣及び投資家保護基金（以下「基金」という。）に通知しなければならない（金商79条の53第4項）。

(2) 他の手続の中止命令等の申立て

金融商品取引業者について破産手続開始の申立てがあった場合においては、内閣総理大臣は、他の手続の中止命令（破24条1項）や包括的禁止命令（破25条1項）の申立てをすることができる（金融更生特493条1項）。また、債務者の財産に対する保全処分（破28条1項）の申立てや、保全管理命令（破91条1項）の申立てをすることができる（金融更生特494条1項・495条1項）。

これは、内閣総理大臣に対して破産手続開始の申立権を付与したことにより、内閣総理大臣の申立てに係る破産手続の実効性を確保するために、各種の保全のための手続の申立権をも内閣総理大臣に付与したものである。

(3) 破産事件の管轄、移送及び通知の特例

金融商品取引業者の破産事件についての管轄及び移送に関しては、破産手続開始の決定がされたとすれば破産債権となるべき債権を有する債権者（破産手続開始の決定後にあっては、破産債権者）の数は、1000人以上であるものとみなされる（金融更生特496条1項）。したがって、金融商品取引業者の破産事件については、当該金融商品取引業者の主たる営業所の所在地などのいかんにかかわらず、常に東京地方裁判所及び大阪地方裁判所に管轄があることとなる（破5条9項）。

また、金融商品取引業者の破産事件についての破産債権者に対する通知に関しては、知れている破産債権者の数は、1000人以上であるものとみなされる（金融更生特496条2項）。したがって、裁判所が相当と認めるときは、債権調査期間又は債権調査期日などの破産債権者への通知をしないこととすることもできる（破31条5項）。

2 破産債権者たる顧客の手続参加に関する特則

(1) 破産手続開始の決定等に関する通知の特例

金融商品取引業者について破産手続開始の決定をしたときは、裁判所は、基金に対して開始決定について公告すべき事項を通知しなければならず、他方、破産債権者である預金者等に対しては、その旨の通知をすることを要しない（金融更生特516条1項・2項）。同様に、金融商品取引業者について包括的禁止命令（破26条1項）の決定があった場合には、裁判所は、機構に対して決定の主旨を通知しなければならず、他方、預金者等に対しては、その旨の通知をすることを要しない（金融更生特515条1項・2項）。

また、金融機関の破産手続において、顧客表（金融更生特521条1項）の提出があるまでに、届出期間ないし届出期日等の公告事項に変更を生じた場合、又は破産手続開始の決定を取り消す決定が確定した場合においては、基金に対し

て、変更の内容又は破産手続開始の決定を取り消す決定の主文を通知しなければならず、他方、破産債権者である顧客であって破産債権の届出をしていない者に対しては、その旨の通知をすることを要しない（金融更生特516条3項・4項）。

これは、後記(2)のとおり、基金の作成する顧客表を裁判所に提出させることにより、基金に対して顧客の代表者たる地位を認め、顧客の破産手続への参加の利益を確保するとともに、破産手続上の事務処理の効率化を図ることの一環として、破産債権者に対する各種の通知の合理化を図ったものである。

基金は、破産手続開始に関する通知を受けたときは、破産債権者である顧客に対し、遅滞なく、少額配当受領の意思があるときは債権届出期間の末日の前日までに基金に申し出るべき旨を通知しなければならない（金融更生特517条）。

他方、裁判所書記官は、金融商品取引業者の破産手続において、債権届出期間の満了前に債権者集会が招集された場合、破産債権者を期日に呼び出さない旨の決定をした場合（破31条5項）を除き、基金に対し、当該債権者集会の期日を通知しなければならない（金融更生特518条）。

(2) 顧客表の作成と顧客の手続参加

基金は、破産手続開始に関する通知を受けたときは、遅滞なく、知れている破産債権である顧客債権について、破産債権の届出に記載すべき事項を記載した顧客表を作成し（金融更生特520条1項），ただちに、その旨及び縦覧の場所を公告するとともに、債権届出期間の末日の前日までの間、顧客表を顧客の縦覧に供しなければならない（同条2項）。これは、基金が作成した顧客表の記載の不備を是正する機会を設けるものであり、顧客表を縦覧に供したことにより顧客から指摘を受けるなどして、当該顧客表に記載されていない顧客債権があることや、顧客債権者の利益となる記載の変更を行うべきことが判明したときは、基金は、遅滞なく、当該顧客表に必要な記載を追加することになる（同条4項）。

基金は、債権届出期間の末日に、顧客表を裁判所に提出しなければならず（金融更生特521条1項），裁判所に提出された顧客表に記載されている顧客債権については、当該提出があるまでに顧客等が自ら届け出た債権を除き、債権届出

期間内に届出があったものとみなされる（金融更生特522条）。その結果、顧客表に記載のある顧客債権の債権者たる顧客は、自ら債権の届出をしなくとも、破産手続に参加することとなる。

なお、顧客表の提出により届出があったものとみなされる顧客債権の債権者であっても、自ら裁判所に対して債権の届出を行って破産手続に参加することもできる（金融更生特523条1項）。基金に代理されることなく、自ら破産手続上の権能を行使することを欲する顧客には、手続参加する途を残しているのである。顧客が自ら債権届出をした場合には、顧客の届出の効力が認められ、顧客表の提出による「みなし届出」の効力は生じない。この参加の届出は、破産手続が終了するまでできるが（同条2項）、参加の届出があったときは、裁判所は、その旨基金に通知しなければならない（同条3項）。

(3) 投資家保護基金の権限と義務

基金は、顧客表の提出により届出があったものとみなされる顧客債権の債権者（ただし、参加の届出をした顧客を除く。以下「基金代理顧客」という。）のために、当該基金代理顧客の顧客債権（以下「基金代理債権」という。）をもって、破産手続に属する一切の行為（ただし、債権調査において基金が異議を述べた基金代理債権の破産債権確定に関する裁判手続に関する行為を除く。）をする権限を有する。ただし、基金代理債権の届出の取下げ等の一定の行為（顧客の不利益となるおそれのある行為）については、当該基金代理債権の基金代理顧客の個別の授権がなければすることができない（金融更生特524条）。これは、類型的に大多数にのぼる小口債権者たる顧客に破産債権者としての破産手続上の各種権能の行使を期待することは現実的ではなく、他方、かかる顧客に破産手続上の各種権能の行使を認めることは、手続上のコストをいたずらに増大させ、破産手続の迅速な処理を妨げることとなって合理的ではないことから、原則として基金に権限を集中させることとしたものである。

他方、基金は、基金代理顧客のために、公平かつ誠実に破産手続に属する行為をしなければならない義務（公平誠実義務）を負い（金融更生特525条1項）、また、善良な管理者の注意をもって破産手続に属する行為をしなければならない義務（善管注意義務）を負う（同条2項）。

債権調査に関しては、基金代理債権の額等について破産管財人が認めず、又は届出をした破産債権者が異議を述べた場合には、基金は、遅滞なく、その旨を当該基金代理債権を有する基金代理顧客に通知しなければならない（金融更生特528条1項）。また、基金が基金代理債権の額等について異議を述べた場合には、裁判所書記官は、これを当該基金代理債権を有する基金代理顧客に通知しなければならない（同条2項）。

3 金融商品取引法上の取引顧客保護制度に関する破産手続上の特則

金融商品取引業者は、破産手続開始の申立てを行ったときには、ただちに、その旨を基金に通知しなければならず（金商79条の53第1項2号），また、内閣総理大臣が金融商品取引業者につき破産手続開始の申立てをしたときも、内閣総理大臣は、ただちに、その旨を基金に通知しなければならないものとされている（同条4項）。このような通知制度により、基金は、金融商品取引業者についての破産手続開始の申立てを早期に知り得る仕組みになっている。

そして、基金がこの通知を受けたときは、投資者の保護に欠けるおそれがないことが明らかであると認められるときを除き、基金は、遅滞なく、当該金融商品取引業者につき顧客資産の返還債務の円滑な履行が困難であるかどうかの認定を行い（金商79条の54），円滑な履行が困難であるとの認定を行った場合には、その債権（以下「補償対象債権」という。）について、顧客の請求に基づいて弁済金の支払を行うものとする制度が設けられている（金商79条の56第1項）。ただし、支払われる金額の上限金額は、1000万円とされている（金商79条の57第3項、金商令18条の12）。

基金が補償対象債権について弁済金の支払ったときは、当該顧客から、その支払をした金額に応じて補償対象債権を取得することとなるが（金商79条の57第4項），その場合、当該顧客の破産債権たる顧客債権は、破産手続外で満足を受けることとなるため、基金は、当該顧客債権について顧客表の記載を削除ないし変更することになる（金融更生特520条6項）。

IV 保険会社の破産手続上の特則

1 破産手続上の申立てに関する特則

(1) 破産手続開始の申立て

保険会社に破産手続開始の原因となる事実があるときは、監督庁である内閣総理大臣は、破産手続開始の申立てをすることができる（金融更生特490条1項）。これは、保険会社の大多数の取引債権者である保険契約者には、保険会社の財務状態を把握し、適時に破産手続開始の申立てをなすことが期待しにくく、社会的経済的混乱を極力回避し、保険契約者の利益の保護を図る見地からは、保険会社の財務状態に関する情報を有し、専門的判断をなし得る監督庁（内閣総理大臣）に申立権限を付与することが適当であるためである。

ただし、保険会社の破産手続開始の申立てをすることが保険業に対する信頼性の維持に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、内閣総理大臣は、保険業に対する信頼性の維持を図るために必要な措置に関し、あらかじめ財務大臣と協議しなければならない（金融更生特490条2項後段・377条4項）。

なお、内閣総理大臣が破産手続開始の申立てをするときは、債権者一覧表を裁判所に提出することを要しない（金融更生特490条3項）。

(2) 他の手続の中止命令等の申立て

保険会社について破産手続開始の申立てがあった場合においては、内閣総理大臣は、他の手続の中止命令（破24条1項）や包括的禁止命令（破25条1項）の申立てをすることができる（金融更生特493条1項）。また、債務者の財産に対する保全処分（破28条1項）の申立てや、保全管理命令（破91条1項）の申立てをすることができる（金融更生特494条1項・495条1項）。

これは、内閣総理大臣に対して破産手続開始の申立権を付与したことにより、内閣総理大臣の申立に係る破産手続の実効性を確保するために、各種の保全のための手続の申立権をも内閣総理大臣に付与したものである。

(3) 破産事件の管轄、移送及び通知の特例

保険会社の破産事件についての管轄及び移送に関しては、破産手続開始の決定がされたとすれば破産債権となるべき債権を有する債権者（破産手続開始の決定後にあっては、破産債権者）の数は、1000人以上であるものとみなされる（金融更生特496条1項）。したがって、保険会社の破産事件については、当該保険会社の主たる営業所の所在地などのいかんにかかわらず、常に東京地方裁判所及び大阪地方裁判所に管轄があることとなる（破5条9項）。

また、保険会社の破産事件についての破産債権者に対する通知に関しては、知れている破産債権者の数は、1000人以上であるものとみなされる（金融更生特496条2項）。したがって、裁判所が相当と認めるときは、債権調査期間又は債権調査期日などの破産債権者への通知をしないこととすることもできる（破31条5項）。

2 破産債権者たる保険契約者の手続参加に関する特則

(1) 破産手続開始の決定等に関する通知の特例

保険会社について破産手続開始の決定をしたときは、裁判所は、保険契約者保護機構（以下「保護機構」という。）に対して開始決定について公告すべき事項を通知しなければならず、他方、破産債権者である保険契約者等に対しては、その旨の通知をすることを要しない（金融更生特532条1項・2項）。同様に、保険会社について包括的禁止命令（破26条1項）の決定があった場合には、裁判所は、保護機構に対して決定の主文を通知しなければならず、他方、保険契約者等に対しては、その旨の通知をすることを要しない（金融更生特531条1項・2項）。

また、保険会社の破産手続において、保険契約者表（金融更生特537条1項）の提出があるまでに、届出期間ないし届出期日等の公告事項に変更を生じた場合、又は破産手続開始の決定を取り消す決定が確定した場合においては、保護機構に対して、変更の内容又は破産手続開始の決定を取り消す決定の主文を通知しなければならず、他方、破産債権者である保険契約者等であつて破産債権の届出をしていない者に対しては、その旨の通知をすることを要しない（金融更生特532条3項・4項）。

これは、後記(2)のとおり、保護機構の作成する保険契約者表を裁判所に提出させることにより、保護機構に対して保険契約者の代表者たる地位を認め、保険契約者の破産手続への参加の利益を確保するとともに、破産手続上の事務処理の効率化を図ることの一環として、破産債権者に対する各種の通知の合理化を図ったものである。

保護機構は、破産手続開始に関する通知を受けたときは、破産債権者である保険契約者等に対し、遅滞なく、少額配当受領の意思があるときは債権届出期間の末日の前日までに保護機構に申し出るべき旨を通知しなければならない(金融更生特533条)。

他方、裁判所書記官は、保険会社の破産手続において、債権届出期間の満了前に債権者集会が招集された場合、破産債権者を期日に呼び出さない旨の決定をした場合(破31条5項)を除き、保護機構に対し、当該債権者集会の期日を通知しなければならない(金融更生特534条)。

(2) 保険契約者表の作成と保険契約者の手続参加

保護機構は、破産手続開始に関する通知を受けたときは、遅滞なく、知っている破産債権である保険契約上の権利について、破産債権の届出に記載すべき事項を記載した保険契約者表を作成し(金融更生特537条1項)，ただちに、その旨及び縦覧の場所を公告するとともに、債権届出期間の末日の前日までの間、保険契約者表を保険契約者等の縦覧に供しなければならない(金融更生特536条2項)。これは、保護機構が作成した保険契約者表の記載の不備を是正する機会を設けるものであり、保険契約者表を縦覧に供したことにより保険契約者から指摘を受けるなどして、当該保険契約者表に記載されていない保険契約上の権利があることや、保険契約者の利益となる記載の変更を行うべきことが判明したときは、保護機構は、遅滞なく、当該保険契約者表に必要な記載を追加することになる(金融更生特537条4項)。

保護機構は、債権届出期間の末日に、保険契約者表を裁判所に提出しなければならず(金融更生特537条1項)，裁判所に提出された保険契約者表に記載されている保険契約上の権利については、当該提出があるまでに保険契約者等が自ら届け出た債権を除き、債権届出期間内に届出があったものとみなされる(金

融更生特538条)。その結果、保険契約者表に記載のある保険契約上の権利の債権者たる保険契約者は、自ら債権の届出をしなくとも、破産手続に参加することとなる。

なお、保険契約者表の提出により届出があったものとみなされる保険契約上の権利の債権者であっても、自ら裁判所に対して債権の届出を行って破産手続に参加することもできる(金融更生特539条1項)。保護機構に代理されることなく、自ら破産手続上の権能を行使することを欲する保険契約者には、手続参加する途を残しているのである。保険契約者が自ら債権届出をした場合には、保険契約者の届出の効力が認められ、保険契約者表の提出による「みなし届出」の効力は生じない。この参加の届出は、破産手続が終了するまですることができるが(同条2項)、参加の届出があったときは、裁判所は、その旨保護機構に通知しなければならない(同条3項)。

(3) 保険契約者保護機構の権限と義務

保護機構は、保険契約者表の提出により届出があつたものとみなされる保険契約上の権利の債権者(ただし、参加の届出をした保険契約者等を除く。以下「保護機構代理保険契約者」という。)のために、当該保護機構代理保険契約者の保険契約上の権利(以下「保護機構代理債権」という。)をもって、破産手続に属する一切の行為(ただし、債権調査において保護機構が異議を述べた保護機構代理債権の破産債権確定に関する裁判手続に関する行為を除く。)をする権限を有する。ただし、保護機構代理債権の届出の取下げ等の一定の行為(保険契約者の不利益となるおそれのある行為)については、当該保護機構代理債権の保護機構代理保険契約者の個別の授権がなければすることができない(金融更生特540条)。これは、類型的に大多数にのぼる小口債権者たる保険契約者に破産債権者としての破産手続上の各種権能の行使を期待することは現実的ではなく、他方、かかる保険契約者に破産手続上の各種権能の行使を認めることは、手続上のコストをいたずらに増大させ、破産手続の迅速な処理を妨げることとなって合理的ではないことから、原則として保護機構に権限を集中させることとしたものである。

他方、保護機構は、保護機構代理保険契約者のために、公平かつ誠実に破産手続に属する行為をしなければならない義務(公平誠実義務)を負い(金融更生特

541条1項), また, 善良な管理者の注意をもって破産手続に属する行為をしなければならない義務(善管注意義務)を負う(同条2項)。

債権調査に関しては, 保護機構代理債権の額等について破産管財人が認めず, 又は届出をした破産債権者が異議を述べた場合には, 保護機構は, 遅滞なく, その旨を当該保護機構代理債権を有する保護機構代理保険契約者に通知しなければならない(金融更生特544条1項)。また, 保護機構が保護機構代理債権の額等について異議を述べた場合には, 裁判所書記官は, これを当該保護機構代理債権を有する保護機構代理保険契約者に通知しなければならない(同条2項)。

3 保険業法上の取引顧客保護制度に関する破産手続上の特則

(1) 保険契約上の権利の買取制度

保護機構は, 破産手続が係属している保険会社が保険契約上の支払を停止している場合には, 運営委員会(保険業265条の19第1項)の議を経て, 補償対象契約に基づく保険金請求権等を買い取ることができるものとする制度が設けられている(保険業270条の6の8)。その買取金額は, 補償対象契約の保険金その他の給付金の額に当該補償対象契約の種類, 予定利率その他の内容, 当該保険事故が発生した時期等を勘案して内閣府令・財務省令で定める率を乗じて得た額とされている。

保護機構が保険契約者の保険金請求権等を買い取った場合には, 保険契約者の破産債権たる保険金請求権等は破産手続外で満足を受けることとなるため, 保護機構は, 当該保険金請求権等について保険契約者表の記載の削除ないし変更することになる(金融更生特536条6項)。

(2) 補償対象保険金の弁済制度

経営破綻した保険会社について内閣総理大臣の処分により業務が停止された場合であっても, 原則として, 内閣府令・財務省令において定める一定の保険契約(補償対象契約)に基づいて給付される保険金(補償対象保険金)の支払は業務停止の対象外とされているが(保険業245条1号), そうした場合に, 他の債権者の権利を害することなく補償対象保険金の支払を確保するために, 機構が補

償対象保険金の支払のための資金を援助する制度が設けられており、倒産手続がとられている場合にも同様の措置をとり得るものとされている。すなわち、破産手続が係属している保険会社が保険契約上の支払を停止している場合には、保護機構に対し、補償対象保険金の支払のための資金援助（金銭の贈与）を申し込むことができる（保険業270条の6の6第1項2号）。

保険会社（破産管財人）からの申込みを受けて保護機構が資金援助を行うことを決定したときは、当該保険会社（破産管財人）との間で資金援助に関する契約を締結することになるが（保険業270条の6の7第3項），この資金援助契約を締結したときは、補償対象契約上の保険金請求権等を有する破産債権者の請求に基づき、補償対象保険金の弁済をすることができるものとされている（金融更生特546条1項）。この場合には、配当手続によらずに補償対象保険金の弁済を認めても破産財団を減少させることはないからである。

破産債権者は、補償対象保険金の弁済を受けた場合であっても、その弁済を受ける前の債権の全部をもって破産手続に参加することができるが（金融更生特546条2項），他の破産債権者との公平を図るため、弁済を受けた破産債権者は、他の破産債権者が自己の受けた弁済と同一の割合の弁済を受けるまでは、破産手続により弁済を受けることができないものとされ、配当調整の措置がとられている（同条3項）。また、弁済を受けた債権の部分については、議決権を行使することができないものとされている（同条4項）。

なお、保険会社は、補償対象契約に係る保険金等の請求があったときは、遅滞なく、当該請求に係る保険金請求権等について、保険契約者表に記載すべき事項を保護機構に通知しなければならない（金融更生特547条）。

[深山 雅也]